

橿原市働き方改革等 支援利子補給金

働きやすい職場環境づくりの推進を図るため、国や奈良県において、働き方改革等の取り組みを行う優れた企業を認定する各種認定制度が設けられています。橿原市では、各種認定を受けられた企業を支援する為に、金融機関から資金を借り入れた際の利子の一部を補助します。

制度の概要

対象融資	橿原市特別小口融資
対象者	次のいずれにも該当する方が対象です。 ①本市に事業所を有している法人で 市税の滞納がない者 ②えるぼし認定、くるみん認定、健康経営優良法人 認定、奈良県SDGs企業認証のいずれかの認定を 受けていること ③令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に 橿原市特別小口融資を受け、その融資の返済が 滞っていないこと
補給対象期間	借入日から5年以内
貸付利率 利子補給率	年利1.40% ※令和8年4月時点の利率です 利子補給については、上記の内、0.5%分を補助。
保証料	橿原市が全額負担
保証期間	5年以内（据置6か月以内）
融資限度額	1,000万円
取扱金融機関	南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、 京都銀行

※融資の申し込み・相談は上記、取扱金融機関窓口へ

※補給金の申し込み・相談は橿原市 地域振興課へ

【お問い合わせ】 橿原市 魅力創造部 地域振興課
<TEL> 0744-21-1117 <FAX> 0744-47-2641

橿原市働き方改革等支援利子補給金 手続きの流れ

- ① 各種認定を受けている中小企業者等が
取扱金融機関の窓口にて橿原市特別小口融資の申込
※下記②まで各種認定を受けている必要があります

↓

- ② 橿原市に「利子補給金交付対象者申請書」を提出

↓

- ③ 橿原市から「交付対象者承認通知書」が届く

↓

- ④ 金融機関からの返済予定表どおりに返済

↓

- ⑤ 【1月～2月】
橿原市から「利子補給金交付申請書兼請求書」が届く

↓

- ⑥ 【3月頃】
橿原市へ「利子補給金交付申請書兼請求書」を提出
※ その他添付書類も必要です

↓

- ⑦ 【3月～4月頃】 橿原市から補給金の支払い

↓

- ⑧ 次年度以降④～⑦の繰り返し

えるぼし認定



くるみん認定



健康経営優良
法人認定



奈良県SDGs
企業認証

